

## しんらん交流館施設使用の遵守事項

「しんらん交流館」は、真宗大谷派（東本願寺）の施設であり、親鸞聖人の教えを広め、地域のみなさまが集い交流する場となることを願い運営しています。

しんらん交流館では、真宗大谷派（東本願寺）の行事に参加いただくなどの機縁となるよう、施設に空きがある場合に以下の対象に限って施設の使用を許可しています。

つきましては、施設の使用を希望される場合は、以下事項により申込の受付をしますの  
で、熟読し、ご理解の上お申込ください。

なお、本派行事のため施設使用許可後に許可を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承のうえ申込ください。

### 【施設使用の対象】

しんらん交流館は、以下の寺院・団体等に限り施設の使用を許可しています。

- 1 本派所属別院・寺院・教会、所属団体、関係する団体や学校行事及び寺族の学習会等
- 2 官公庁、公益財団法人、公益社団法人、その他本派が公益性があると認めた団体の行事等
- 3 稚松学区・植柳学区・菊浜学区・尚徳学区・皆山学区内の町内会行事等

### 【施設の使用を許可しない事項】

以下の事項にあてはまる場合は施設の使用を許可しません。

- 1 本派の目的に矛盾背反するもの
- 2 本派の教義及び儀式に背反するもの
- 3 公序良俗に反するもの
- 4 政治活動を目的とするもの
- 5 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められる事業
- 6 使用に伴う騒音等が他の使用者や近隣に迷惑をかけることが予想される時
- 7 建物保全上不適当と認めたとき、又は保安全管理上支障があると認めたとき
- 8 施設使用その他について、本派の職員の指示に従わないとき
- 9 その他の理由により本派が不適当と判断したとき

### 【使用可能日時】

- 1 施設の使用可能日は休館日を除く1月6日から12月27日までとする
- 2 休館日
  - (1) 毎週火曜日、8月13日から16日まで、12月28日から1月5日まで
  - (2) 本派が必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館する
- 3 使用時間
  - (1) 全日：9時から17時まで

## 【申込方法】

申込期間	使用日の3ヵ月前から1ヶ月前までが申込可能です ※2日以上にわたり継続して使用する場合は、使用日ごとに申請してください
申込方法	<p>申込みは先着順とします。 ※本派の主催事業や共催事業の使用を優先いたしますので、ご了承ください</p> <p><b>1. 電話での仮予約</b> 空き状況を電話で確認して仮予約ください ・電話番号：075-371-9208 ・受付時間：9時から12時、13時から17時（土日祝日・休館日を除く）</p> <p><b>2. 申請書を取得・記入</b> 申請書は、当館受付またはしんらん交流館ホームページからダウンロードして取得し、必要事項を記入のうえ捺印ください（消えるペンは不可）</p> <p><b>3. 申請書を提出</b> 郵送または直接提出ください（FAXでの送信はご遠慮ください） 〒600-8164 京都市下京区諏訪町通六条下る上柳町199番地 真宗教化センター しんらん交流館 ※仮予約後2週間以内に申請書を提出ください。提出がない場合は仮予約を取り消します。</p> <p><b>4. 確認・審査後</b> 申請書の内容を確認・審査後、2週間程度で「しんらん交流館施設使用許可書」を送付します。当日は許可書を持参のうえ受付に提示ください</p>

## 【施設維持管理協力金】

施設運営にかかる光熱費等の実費を施設維持管理協力金として納入いただきます。

施設維持管理協力金は当日に現金でいただきます。現金以外の取り扱いはありません。

施設維持管理協力金は、連続の使用であっても使用日ごとに算出いたします。

	(5時間まで)	施設使用時間
大会議室	6,000円	全日9時～17時
会議室D・E	2,000円	全日9時～17時
大谷ホール	16,000円	全日9時～17時
交流ギャラリー	12,000円(1日)	全日9時～17時
すみれの間	6,000円	全日9時～17時

- 1 使用時間が5時間を超える場合は、使用する施設の施設維持管理協力金の5分の1の金額を1時間毎に加算する
- 2 17時以降に使用する場合は、使用時間にかかわらず表の1.5倍の金額を適用する
- 3 使用時間には準備・撤収、参加者等の入退場に要する時間も含む
- 4 交流ギャラリーは本派の企画展がない場合のみ使用を許可する
- 5 施設維持管理協力金には消費税を含む
- 6 使用許可を受けた後に、使用の取り消しをする場合は必ず電話で連絡すること

※当日キャンセル及び連絡が無い場合は原則施設維持管理協力金を全額いただきます  
ただし、天災地変などの不可抗力による場合はいたしません

使用者は、使用制限及び禁止事項、責任事項、注意事項を遵守してください。

以下の使用制限または禁止事項に該当すると認められた場合や、責任事項または注意事

項を遵守いただけない場合は、使用中使用前に関わらず許可を取り消しまたは使用をお断りすることがございます。

なお、この使用許可の取り消しまたは使用中止が原因で発生する損害及び施設使用中に発生した事故や損害については、本派はいかなる責任も負いません。

#### 【使用制限】

- 1 上記【施設使用の対象】に該当しないと判明したとき
- 2 上記【施設の使用を許可しない事項】に該当するとき
- 3 施設を使用する権利を第三者に譲渡し、または施設を第三者に転貸する行為
- 4 使用許可をうけた施設以外の場所の無断使用
- 5 本派の許可のない使用時間の延長
- 6 「しんらん交流館施設使用申請書」の記載に虚偽又は重大な誤りなどがあったとき
- 7 安全管理面などに関して本派からの指示に従わないとき
- 8 関係諸官庁から中止命令が出たとき
- 9 使用者又は第3者を利用して本派の業務を妨害し、又はそのおそれのある行為をした者
- 10 より多くの方に当館を使用いただくため、同一団体の使用は、使用する施設の種類にかかわらず月1回とする（【施設使用の対象】の1は除く）

#### 【禁止事項】

- 1 館内での物品の販売、喫煙及び飲食、火気の使用、ビラまき、寄付募集などの迷惑行為
- 2 発火物、爆発物など危険物の館内持込み
- 3 建物、付帯設備、備品などへの釘打、糊やセロハンテープ等での貼付
- 4 消防設備付近や通路など消火活動や避難誘導の妨げになる場所への物品、掲示物などの設置
- 5 館内における喧騒、粗暴の挙動、示威行為
- 6 館内およびその周辺でのゴミの投棄や違法駐車などの迷惑行為

#### 【責任事項】

- 1 著作権その他各種権利関連の申請及び許諾の取得
- 2 個人情報保護 に関する一切の責任
- 3 関係官庁への届出又は許認可の取得が必要な場合の手続き
- 4 参加者からの問い合わせ、使用日当日の受付、苦情対応、貴重品管理など、参加者に対するあらゆる対応
- 5 終了後の清掃及び原状回復、ゴミ等の持帰り及び処分

#### 【注意事項】

- 1 担当者と事前に十分打ち合わせを行うこと
- 2 使用時間は厳守のこと
- 3 使用中に担当者から指示がある場合は必ず従うこと

- 4 机や椅子、付帯設備及び備品などを移動した場合には、必ず使用後にすべてのものを使用前の状態に戻すこと
- 5 使用終了時には受付に報告すること
- 6 担当者の現状復帰の点検・確認をした後に使用終了とする
- 7 使用后、汚れが甚だしい場合は、特別清掃費又は補修費用を負担すること
- 8 当館の構築物、付帯設備、備品などを毀損または亡失、汚損させたときは、たとえ参加者等の行為であっても使用者の責任においてその損害を弁償すること
- 9 自然災害や火災などによる非常事態の発生、および警戒宣言が発令された場合、本派は防災、防水などに努めるが、使用者も参加者の安全確保のために誘導方法、消火設備などを必ず事前に確認し、積極的な救護処置をすること
- 10 公共交通機関を使用すること
- 11 東本願寺内の駐車場は参拝者用の駐車場であるため使用できない
- 12 本派の行事及び法要の案内を参加者に配布し、参加奨励すること

### 【免責事項】

仮予約中又は使用許可後、使用中において、以下の事項の場合は許可を取り消しまたは使用をお断りすることがあります。なお、許可の取り消しまたは使用中止に伴う損害については、本派はいかなる責任も負いません。

- 1 本派の緊急を要する会議または催事などが発生したとき
- 2 国・自治体等が疫病等により警戒宣言を発令し、本派が施設の使用を不相当と判断したとき
- 3 地震や台風などの自然災害により、本派が施設の使用が困難であると判断したとき
- 4 本派の職員が国が定める伝染病に罹患し、休館をすることとなったとき
- 5 施設に不具合等が発生し、本派が施設の使用が困難であると判断したとき
- 6 施設の周辺の工事や停電等により、本派が施設の使用が困難であると判断したとき
- 7 使用者と参加者の間で紛争が発生した場合
- 8 使用中に展示物などの破損・盗難が発生した場合

### 【個人情報】

申込時にお預かりした個人情報は、施設の使用の連絡の他、本派行事に参加いただくご案内のために利用します。本人の同意なくその他の目的で利用することはありません。

### 【その他】

「しんらん交流館施設使用の遵守事項」は、予告なく変更することがあります。あらかじめご了承ください。